

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 10 月 18 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 21 号

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則の一部を改正する規則

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成 19 年寒川町規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「条例第 3 条第 1 号に規定する町民として 1 年以上経過している満 20 歳以上の者」を「条例第 3 条第 1 号に規定する町民のうち満 18 歳以上の者」に改める。

別記様式中「住民活動の経験」の次に「(ある場合は記載してください。)」を加え、「寒川町自治基本条例第 3 条第 1 号に規定する町民として 1 年以上経過している満 20 歳以上である。」を「寒川町自治基本条例第 3 条第 1 号に規定する町民のうち満 18 歳以上の者である。」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に選任する公募委員について、適用する。